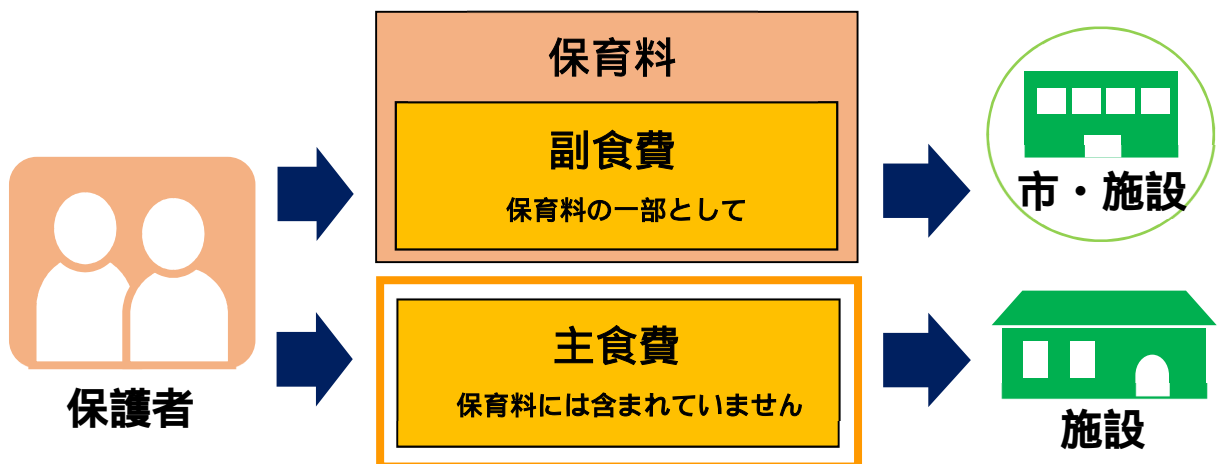


【保育料の無償化に伴う給食費について】

○ 令和元年 10 月からの保育料の無償化により、保育料のお支払いは必要なくなりましたが、給食費（主食費・副食費）については、保護者負担が原則とされています。

○ なお、無償化の実施前は、3 歳から 5 歳の子どもの副食費（おかず、おやつ等）は毎月の保育料に含まれていましたが、令和元年 10 月以降は別途、保護者の皆さまにご負担いただきます。

～ 無償化前（令和元年 9 月以前）～



～ 無償化後（令和元年 10 月以降）～

